

市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり
公告します。

市川市長 大久保 博

1 業務概要

- (1) 業務名 市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 市川市新庁舎建設工事に係る基本設計・実施設計
- (3) 履行期間 契約日から平成 27 年 9 月 30 日まで (約 21 ヶ月)
- (4) 業務規模 延べ床面積 44,900 m²程度 (新第 1 庁舎、新第 2 庁舎)

2 参加資格及び選考基準

- (1) プロポーザル参加者 (単体企業又は共同企業体の代表企業) に必要な資格

- ①当該事務所において、平成 10 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した、庁舎 (執務室及び窓口を主としたもの) 又は公共施設 (いずれも延べ床面積 15,000 m²以上とする。) の建設に関する基本設計又は実施設計業務を元請で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。
- ②地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ④建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ⑤この公告の日から委託候補者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けていない者であること。
- ⑥民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者 (再生手続開始の決定を受けた者を除く) であること。
- ⑦会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者 (更生手続開始の決定を受けた者を除く) であること。

- (2) 参加表明書による選考 (一次選考) 基準

- ①当該事務所の能力 (業務経歴等)
技術職員数、有資格者数、同種・類似業務の実績、受賞歴
- ②本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の担当主任技術者の能力 (技術職員の経験と能力)
専門分野の技術者資格、同種・類似業務の実績、経験年数、受賞歴
- ③業務実施方針

設計方針、設計チームの業務取組体制、市民参加及び情報提供の考え方、全体工程の考え方
(3) 技術提案書による選考（二次選考）基準

①設計工程及び全体工程

設計工程計画及び全体工程計画、並びに施工方法、騒音及び振動等に対する考え方について、その的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を評価する。

②市民参加の考え方

設計業務期間中における市民への情報提供や意見聴取の方法等、市民参加の考え方について、その的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を評価する。

③設計チームの特徴

技術者の配置や取り組み体制、業務の推進にあたり重点としていること等について、その的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を評価する。

④特定テーマに対する技術提案

「市川市庁舎整備基本構想」及び市川市の現状を踏まえた特定テーマに対する技術提案について、的確性・創造性・実現性及び業務の理解度を評価する。

⑤取り組み意欲・基本構想の理解度

技術提案書、ヒアリング内容をふまえ、取組意欲、基本構想の理解度等を加味した総合的な判断を行う。

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

市川市 企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

TEL:047-704-0066、FAX:047-336-8071

E-mail: choshaseibi-suishin@city.ichikawa.chiba.jp

URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

(2) プロポーザル応募要領等の配布期間、場所及び方法

①配布期間

平成25年9月27日（金）から平成25年10月10日（木）まで

②配布場所

応募要領等は、市川市のホームページからダウンロードして下さい。

(URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)

(3) 参加表明書等の受付期間並びに提出場所及び方法

応募要領等の配布日から平成25年10月10日（木）午後5時まで

前記3(1)の担当部局にプロポーザル応募要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。受付期限必着。）により提出してください。

(4) 技術提案書の受付期間並びに提出場所及び方法

一次選考による選定結果の通知日から平成25年12月2日（月）午後5時まで

前記3(1)の担当部局にプロポーザル応募要領に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。受付期限必着。）により提出してください。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位としてください。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：前記3（1）に同じ。
- (3) 二次選考では、技術提案書の提出と公開プレゼン及びヒアリングを行います。
- (4) 詳細はプロポーザル応募要領によります。